

本会では、東京自治会館の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するために、昭和四十七年に設立された一部事務組合でございまして、本組合の組織市町村は、組合規約第二条の規定によりまして、現在は「東京都の市町村（小笠原を除く）」というふうになっておりますが、昨年四月に小笠原村の村政ができましたので、これを機会に、小笠原村長からの申し出に基づきまして、括弧書きを除いて、組織市町村は東京都の全市町村に改め、東京都知事の許可があったら、これから施行しようとするものでございまして。

簡単でございするが、提案理由の説明をいたします。

○議長（小林菊三君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

○十六番（貫井喜代次君）

ここで要望を一つ申し上げておきたいと思っております。

ただいままでの十四号から十八号の議案まで各一部事務組合等の規約の変更でございするけれども、こうした一部変更が並んでみますと、「一部変更」と規約の議案の見出しをするものと、ただ「変更」とするようなものが入りまじっております。

これは統一すべきものではないかと思っておりますが、例規審議会等で検討されて、こ

うような提出になったと思っておりますけれども、

十四号は一部を変更する、それから十五

号は一部変更、十六号が一部変更、

十七号がただ変更と、十八号が一部変

更というふうに、いずれも内容は一部変更であるので、統一的にこれは議案として

の一部変更についてすべきがよろしいんじゃないかと思っておりますので、要望しておきます。

○議長（小林菊三君）

以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを伺います。

（「賛成」と呼ぶ音あり）

○議長（小林菊三君）

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本会では原案のとおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ音あり）

○議長（小林菊三君）

御異議なしと認めます。

よって議案第十八号は、原案

のとおり可決いたしました。

○議長(小林勇三君) 日程第二十二議案第十九号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第十九号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第六号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本補正予算案は、すでに三月を迎えまして、補助金、その他、歳入の確定したものの、それに伴う歳出につきましてそれが現状に合せて補正をしようとするものでございまして、既決予算額に二百三十四万七千円を減額しまして、予算の総額を九十二億五千七百三十五万九千円と定めようとするものでございます。

なおまた、繰越明許費におきましては、市営住宅並びに第二中学校の屋体並びに講堂につきまして繰越明許費の補正をしようというものでございます。

また債務負担行為につきましては、西住宅地区周辺排水路事業につきまして

て債務負担行為の変更をしようとするものでございます。

また関係事業の變更に伴いまして地方債の補正を第四表のとおりいたそうとするものでございます。

次に、その内容について御説明を申し上げます。

まず歳入について申し上げます。

第一款の市税におきましては、今回二千九百二万一千円を増額しようとするものでございまして、市民税、固定資産税、電気税、都市計画税のそれぞれ調定増に伴います増額分でございます。

次に地方譲与税につきまして一千五百八十五万七千円を増額しようとするものでございしますが、自動車重量譲与税におきまして六百七十八万一千円、地方道路譲与税につきまして九百七十六万六千円、いずれも収入が見込まれますので、増額補正でございます。

次の自動車取得税交付金におきましては三百三十三万四千円の補正でございます。同様、国庫金によるものでございます。

次の地方交付税におきましては八千六百九十一万一千円を補正しようとするもので

でございます。また十二月の特別交付税の概算交付におきまして、特別交付税の金額が一億三千六百九十一万一千円となりました。当初予算に五千万円を上してございますので、それとの差額分を計上しようとするものでございます。

交通安全村等特別交付金におきましては三百二十万円の減額でございます。これもすでに確定いたしましたものを参考といたしまして推計いたしましたところ、減額になる見通しでございますので、ここに減額を計上したものでございます。

七番の分担金及び負担金におきまして二百九十三万二千円の減額でございます。これは老人施設利用者の負担金におきまして五十九万六千円の減。これは利用者の減員に伴うものでございます。また西住宅地区周辺排水路整備事業負担金におきましては、いわゆる羽村と瑞穂分の負担金でございます。この事業費が一億三千二百九十四万六千円減額となりますので、これに関連をいたしまして両町の負担分を減額しようとするものでございます。

次の使用料及び手数料におきまして百八十三万二千円の増額でございます。市民会館使用料におきまして七十三万二千円、総務手数料、いわゆる窓口手数料におきまして百十万円の増額をしようとするものでございます。

次に国庫支出金におきまして一億四千八百九十九万八千円の大幅な減額でございます。この減額の主なものといたしましては、先ほども御説明を申し上げました。西住宅地区周辺排水路整備事業補助金の減額一億三千六十一万八千円、それから第二中学校講堂二階改築事業補助金の一千百九十九万六千円の減額、それから老人福祉負担金一千七百四十三万三千円の減額等が主なもので、増額分をいたしましては、第二講堂防音改築の実施設設計分の事業補助金二百二十五万五千円、それから第二中学校屋内体育場新築事業補助金の、これは文部補助金でございますが、九百八十七万五千円の増額等が主なものでございます。

次に都支出金におきまして四千六百三十六万九千円の減額となっております。これは市町村振興交付金の特定分、主として学校警備員分でございます。これ四百七十四万六千円の減額、それから市営住宅の本年度分の事業の執行に伴いまして、補助金が三千八百九十一万六千円減額になっております。その他でございます。財産収入におきまして二千五百十四万四千円の増額でございます。都市施設整備基金の積立金利息といたしまして一千三百九十二万六千円、それから土地開発基金の積立金利息といたしまして三百三十三万五千円、そのほかに普通財産売却

収入といたしまして、これは市有地を八小の代替地として売り渡したものでございますが、その分が一千七百二十三万一千円の収入で、合わせまして三千五百十万四千円の増収でございます。

次に寄付金の一千万円の増額計上ですが、これは篤志家が立寄英資金として寄付を申し出ましたので、その分を計上したものでございます。

諸収入におきましては五百七万七千円の減額でございますが、この減額の主なものといたしましては、国民年金の印紙売払代金の三千万円の減額が主で、さらに増額分といたしましては、収益事業の収入、いわゆる競輪収入が一千九百万円増額になっております。その他預金利息の収入等でございます。

市債におきましては二千二百十万円の増額でございますが、この内訳は市営住宅建設事業債におきまして一千五十万円の減額。消防車庫新築事業債におきまして七百七十万円の増額。第二中学校講堂防音改築事業債につきまして二千七百七十万円の増額。その他二百四十万円の減額等でございます。いずれも事業の増減に伴います。地方債の増減でございますが、差し引きをいたしまして二千二百十万円の増額計上でございます。

以上、差し引きをいたしまして二百二十四万七千円の減額となりまして、歳入合計が九十二億五千七百三十五万九千円となるものでございます。

次に歳出について申し上げます。

まず議会費におきましては百八十七万一千円の減額でございますが、これは議員の旅費の減額で百二十万円。その他人件費の減額で二十七万一千円、その他でございます。

総務費におきましては七百四十万六千円の減額でございますが、幼稚園就園奨励費補助金の減額二百九十八万九千円。それから幼稚園保護者負担軽減補助金の関係の百三十五万五千円の減。その他でございます。

それから民生費におきましては六千四百六十六万一千円の減額でございますが、これの大きなものは老人保護措置費委託料の減額二千九百九十九万。国民年金印紙代の減額三千万。その他でございます。

衛生費におきましては四百四十五万二千円の減額でございますが、これは、はしかの接種委託料百十六万円の減額。光熱水費におきまして二百六十四万円の減額。その他となっております。

労働費の六千円は人件費でございます。

それから農林水産業費におきましては三百二十一万円の減額でございますが、これは樹林地等保全費、これが二百八十万円の減額。その他四十一万円の減額でございます。

商工費の十六万三千円の増額は、商工会に対する補助金十五万円。人件費一万三千円等となっております。

土木費におきましては一億五千七百四十九万六千円の大幅な減額でございますが、これは歳入でも御説明を申し上げましたとおり、西住宅地区周辺排水路整備事業の補助金の事業減が一億三千二百九十四万六千円。それから市営住宅建設事業の補助金の減額が五千四百四十三万一千円。その他でございます。

次に消防費におきまして四千四百九十七万七千円の増額でございますが、これは主として部に委託しております消防事務部委託負担金の増額分、これが四千九百七十三万七千円でございます。そのほかに減額分として飲料用の貯水槽の用地の買収、補償、これが四百四十万円の減額になっております。

教育費におきましては二百三十五万九千円の減額でございますが、まず減

額、これは、二、五、八、屋体講堂増改築事業で百十四万九千円。それから、給食費の光熱水費で二百万円の減。市民会館の光熱水費、一、六、百、二、二、九、一、一、の減。地域会館の光熱水費、二、百、四、十、万、二、千、円、の減。体育施設、光熱水費で百八十二万二千円の減。その他でございます。増額分といたしまして、一、先ほど歳入で御説明を申し上げましたが、育英基金の積立金一千五百円、二、二、五、八、屋体講堂増改築事業、増額分といたしまして、一、三、百、九、十、二、万、二、千、円、は、利子分の積み立てでございます。また、土地開発基金の積立金として三百三十三万五千円。仮称八小の建設基金の積み立てとして五十六万五千円でございます。

なお、予備費におきましては、一、六、百、十、三、万、六、千、円、を計上いたしまして、予備費の総額が一億五千五百五十二万七千円と相なるわけでございますが、なお、ここで補足して御説明を申し上げますが、この予備費の大幅な増額につきましては、

先ほど西住宅地区周辺排水路につきまして減額をいたしまして、翌年度繰越分がござりまするが、その後の経過によりまして、約六億円が五十四年度分の補助金として交付をされる見通しが出てまいりましたので、この補助金の自己負担分が約一億二千五百万円ほどかかりますので、この分として予備費に、ここに財源補充をさせていたいております。なおまた、これは補助事業でござりまするので起債対象になりますので、起債が許可になりますと、この九〇%が起債で許可になる見通しでござりまするが、もうすでに起債の配分がほとんど終わっておりますので、起債がどの程度つくかについて懸念をされておりますので、予備費において財源補充をいたしております。

次に六ページの繰越明許費の補正について申し上げます。

まず住宅費、市営住宅建設事業におきまして一億一千四百九十九万円の繰越明許でござりまするが、五十四年度予算額におきましては二億六千四百二十万三千円ございまして、このうち、五十四年度で執行可能な金額が一億四千九百二十一万三千円ございしますので、本年度に執行が終わらない見込みであります一億一千四百九十九万九千円を翌年度の繰越明許にしようとするものでございます。

なお市営住宅につきましては、五十五年度で二億二千三百二十三万八千円を予算計上いたしておりますので、市営住宅建設費は、合わせて五億八千七百四十万四千円ということになります。

次に繰越明許費の変更でございますが、第二中学校屋内運動場増築事業並びに同講堂の防音改築事業費といたしまして、従来一億六千八万一千円を繰越明許として定めておりましたが、この金額を一億四千七百八万八千円に変更しようとするものでございます。

次の第三表の債務負担行為の補正におきましては、西住宅地区周辺排水路整備事業におきまして五億三千八百万円の従来の債務負担行為の額でございしましたが、これを一億二千二百二十九万九千円ふやしまして、来年度以降における債務負担の限度額を六億六千二万九千円にしようとするものでございます。なお、これは先ほど触れておりましたが、まだ経過中でござりまするので、この金額について五十四年度に繰り上げて実施になる可能性もあるわけでございます。

また、市営住宅建設事業につきましては、先ほども触れておりましたが、前回まで四億一千百二十万七千円ございました債務負担行為を、今回三億二千

三百二十三万八千円に変更しようとするものでございます。

なお七ページにおきまして、第四表の地方債の補正でございますが、これも先ほど果説明を申し上げておりますが、事業費の変更に伴いまして、それがれ対象となります事業の起債額が変更になりまして、増額になりますものが三千六百万円、減額になりますものが一千三百九十万円。差し引きをいたしまして二千二百十万円の増加ということで、その総額は六億九千二十万円。

なお、最近の金利情勢の改定等に伴いまして、従来ハ%以内というふうに利息を定めておりましたものを、九%以内に変更しようとするものでございます。以上、大変雑駁でございますが、補正予算第六号の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、三常

任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 三時十分まで休憩いたします。

午後三時 休憩

午後三時十二分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第二十三議案第二十号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 林田 猛君登壇)

○福祉部長(林田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第二十号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)につきまして、御説明いたします。

まず最初に、東京都の財政の悪化により、都の補助金につきましては都の予算に当初計上されず、非常に御心配をおかけいたしました。最終予算に計上され、都議会において議決されました。福生市で予算に計上いたしました六千九百九十四万二千円につきましては、確保できる見通しがつきましたので御報告いたします。

それでは本予算案につきまして、提案理由及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず補正予算で二億四百五十八万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ九億八千五百九十七万五千円としようとするものでございます。

それでは二ページをお開きになつてください。

まず最初に歳入でございます。

国民健康保険料を八百三十五万一千円補正をいたしまして、総額二億七千三百四十五万八千円にしようとするものでございます。

次に国庫負担金でございますが、二千四百六十三万九千円を補正いたし、総額四億六千五百三十四万九千円にしようとするものでございます。これは医療費の伸びに對しする補助でございます。

次に預金利息でございますが、百五十九万三千円を補正いたし、総額百八十九万三千円にしようとするものでございます。これは預金利息でございます。

歳入合計で九億八千五百九十七万五千円にしようとするものでございます。

次に歳出でございますが、総務管理費五万四千円の補正でございます。

次に療養諸費の七千五百十三万七千円の補正で、総額八億一千二百八十九万二千円にしようとするものでございます。これは療養給付費、当初予算では

月六千万円を見込んだわけですが、その後、医療費の増加によりまして、月六千五百万円にしようとするものでございます。

次に公債費百十一万円の減額でございます。これは借り入れ等がございせんので減額しようとするものでございます。

予備費におきまして三千九百四十九万八千円減額し、四千四百五十一万七千円にしようとするものでございます。これは収支のバランスをとったものでございます。

以上、歳出を歳入と同じく総額九億八千五百九十七万五千円にしようとするものでございます。

以上雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案御決定くださるようお願いいたします。

なお、本議案につきましても、去る二月二十六日の国民健康保険運営協議会に諮問をいたし、御決定をいただいたことを申し添えます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上、質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

「この議案とてつあります議案第二十号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。」

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十四議案第二十一号昭和五十四年度福生市福生

都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本資料について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第二十一号昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第二号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ八千四百六万七千円を追加いたしまして、その総額をそれぞれ二億二千八百三十四万九千円と定めようとするものでございます。

内容としましては、加美町の土地地区画整理事業の竣工に伴います精算、それと東口土地地区画整理事業の新都市建設公社に対する業務委託料、それから加美町の換地精算金等でございます。

また第二表におうまして、東口土地地区画整理事業における債務負担行為の変更をお願い申し上げております。

二ページから、その内容につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず歳入のうち、都支出金につきましては、土地地区画整理法第七十六条の

事務費委託金の交付額の決定によります増額分一万七千円を補正しようとするものでございます。

次に繰入金金は一般会計からの繰入金五千万円でございます。

それから諸収入につきましては、預金利息五万四千円と、雑入の加美平地区土地地区画整理事業にかかります換地精算徴収分二千九百九十九千円を補正しようとするものでございます。これは、当然のこととは申し上げながら、関係者の深い御理解のためものでございまして、高率の徴収実績を上げることでございしたので、今回、この補正によりまして、今年度の徴収見込み額は一億二千七百四十五万円と相なります。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。

まず事業費につきましては、加美平地区は竣工式典等にかかります経費、これにつきましての精算が百七十二万円の減額に相なります。それから東口の土地地区画整理事業につきましては、新都市建設公社に対します業務委託料五千万円を補正しようとするものでございます。この補正によりまして、今年度の業務委託料は五千三百万円と相なります。